

日本医師会としては、労働時間短縮の取組、医師の健康確保などさまざまな課題があることを認識しつつ、都道府県医療勤務環境改善支援センターと連携し、地域医療の崩壊を防ぐために医療機関への支援を継続する方針である。

参考資料

- 1) 第79回社会保障審議会医療部会 参考資料
- 2) 第11回医師の働き方改革の推進に関する検討会 参考資料
- 3) 「働き方改革」へ向けた医療勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き（詳細説明版資料）平成31年3月
- 4) 医療機関勤務環境評価センター評価者養成講習テキスト
- 5) 第2回医師の働き方改革の推進に関する検討会（2019年9月2日）
- 6) 医師の働き方改革の進捗状況について：プレスリリース/「日医君」だより/日医ニュース（2022年5月5日）

医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持増進、さらには治療困難な人を支える医療、苦痛を和らげる緩和医療をも包含する。医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師は自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。